

## 金融改革プログラムと関連法制整備

横浜国立大学 高橋正彦

金融庁は、2005年4月以降、2年間の金融行政の指針となる「金融改革プログラム」を発表した。その要点としては、金融コングロマリット化に適合する法制や検査・監督体制の構築、地域密着型の金融の推進、利用者保護のための投資サービス法の制定、電子資金決済など、情報技術関連の法整備、検査での金融機関を評定する評価制度の導入、などが挙げられる。

これらのうち、金融コングロマリット化に関しては、現状では、邦銀が総合化しても、国際競争力を持ち得るかどうかが、疑問がある一方、国内市場では、抱合せ販売や利益相反の懸念もある。このほかにも、いくつかの批判があり得る。ただ、不良債権問題や金融システム不安など、後ろ向きの対応に追われてきた金融行政が、前向きに転じることの意味は小さくない。また、本プログラムが志向する「間接金融から直接金融、市場型間接金融へ」、「銀行にリスクが過度に集中する構造の是正」、「貯蓄から投資へ」といった金融システムの転換の方向性については、日本版ビッグバン以降の流れとも、基本的に一致する。

金融改革プログラムが投資サービス法の制定を掲げたことは、資産流動化・証券化等に関するこれまでの法制整備の経緯とも整合的である。一方、金融コングロマリット法と投資サービス法との関わりについては、問題となり得る。また、投資サービス法の次の段階である金融サービス法が、将来的に、コングロマリット法をも取り込んでいくことになるのかについても、不透明である。

金融改革プログラムとは別に立法の準備が進められている、信託法の改正や会社法制の現代化なども、市場型間接金融との関わりのできる大きいフィデューシャリー・デューティや、SPC等に関する法制として重要な意義を有し、投資サービス法とも密接に関連する。今後の金融システムの転換を支えるインフラとして、金融法制を一段と整備していくためには、縦割り行政・立法の枠を越えて、望ましいグランドデザインを描いていくことが必要となろう。